

○経済産業省告示第百六十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月六日

経済産業大臣 赤澤 亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行	三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行

うべき手続は、6の貨物を輸入する場合において
の6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定め
る大臣の確認、7の貨物を輸入する場合において
の経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場
合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれ
ぞれに定める書類の税関への提出とする。

1 5 6 (略)

7 (1) (略)

(2) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産
地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げ
る国を船積地域とする動物又は同表の三の項

うべき手続は、6の貨物を輸入する場合において
の6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定め
る大臣の確認、7の貨物を輸入する場合において
の経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場
合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれ
ぞれに定める書類の税関への提出とする。

1 5 6 (略)

7 (1) (略)

(2) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産
地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げ
る国を船積地域とする動物又は同表の三の項

の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げ

の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げ

る種に属する植物の個体の一部及び派生物に
あつては附属書Ⅱにより特定されるものに、
同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は
植物の個体の一部及び派生物にあつては附属
書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち
、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げ
るもの（二の表の第２に基づき二号承認を受
けるべきもの並びに(3)及び(4)に基づき経済産
業大臣の確認を受けるべきものを除く。）を
輸入しようとする者は、別に定めるところに
より、経済産業大臣の確認を受けなければな

る種に属する植物の個体の一部及び派生物に
あつては附属書Ⅱにより特定されるものに、
同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は
植物の個体の一部及び派生物にあつては附属
書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち
、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げ
るもの（二の表の第２に基づき二号承認を受
けるべきもの並びに(3)及び(4)に基づき経済産
業大臣の確認を受けるべきものを除く。）を
輸入しようとする者は、別に定めるところに
より、経済産業大臣の確認を受けなければな

	三	一・二 (略)	
(削る)	(略)	(略)	国
(削る)	(略)	(略)	種
(削る)	(略)	(略)	貨物

らない。

	三	一・二 (略)	
エジプト	(略)	(略)	国
ワシントン 条約附属書 IIに掲げる 種(ギリシャ リクガメ、 ナイルスツ	(略)	(略)	種
動物並び にその個 体の一部 及び派生 物	(略)	(略)	貨物

らない。

イカメレオ	チチュウカ	オアガマ、	サバクトゲ	オアガマ、	ニシキトゲ	オアガマ、	ジャクトゲ	アガマ、ク	プトゲオ	ポン、エジ

イスラ	(略)	
ワシントン	(略)	
(略)	(略)	

イスラ	(略)	
ワシントン	(略)	ン、アフリ カカメレオ ン、ナイル スナボア、 ヤハズスナ ボア及びフ エネツクギ ツネに限る ン
(略)	(略)	

8 (略)	(3) ～ (10) (略)						
		(略)	エル				
		(略)	種	Ⅲに掲げた	条約附属書	ラエルが同	種及びイス Ⅱに掲げる 条約附属書
		(略)					

8 (略)	(3) ～ (10) (略)						
		(略)	エル				
		(略)	種 Ⅱに掲げる 条約附属書				
		(略)					